
プロジェクト **ASAF 対応**
項目 **本日の審議**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご議論いただく事項についてご説明することを目的としている。

II. 2021 年 3 月開催 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) への対応

ASAF 会議における議題

2. 2021 年 3 月 18 日及び 19 日に開催予定の ASAF 会議では、以下のアジェンダが予定されている。

議 題	発表者	予定 時間	参照 ページ
基本財務諸表	IASB	90 分	1
アジェンダ・コンサルテーション	IASB	45 分	4
経営者による説明	IASB	45 分	7
IFRS 第 9 号の適用後レビューー分類及び測定	IASB	60 分	9
IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー	IASB	45 分	11
採掘活動	IASB	60 分	11
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	IASB	15 分	12

3. 新型コロナウイルスの影響により、ウェブ会議により開催される予定である。

本日の議題

4. 本日は、上記議題について ASAF 会議における対応方針に対するご意見をいただきたい。

III. 基本財務諸表

議題の概要

5. IASBは、2019年12月に基本財務諸表プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）に関連する公開草案「全般的な表示及び開示」（以下「公開草案」という。）を公表し、2020年9月30日までコメントを募集した。基本財務諸表のセッション（以下「本セッション」という。）では、本セッションの目的は、受領したフィードバックを考慮して、本プロジェクトの提案の再審議の計画について議論することであるとしている。
6. 前項に関し、公開草案に対するフィードバック及び再審議の計画について議論している詳細なペーパーは2020年12月及び2021年1月のIASB会議のページで確認することができる¹とされており、ASAF会議資料ではこれらの概略が示されている。なお、当該ペーパーについては、第452回企業会計基準委員会（2021年2月25日開催）において、概要をご説明している¹が、その概要を示すと次のとおりである。
 - (1) 公開草案の提案のうち、概ねよく受け止められていた例えば次の提案を再審議の優先度の高い項目として、公開草案の提案を進めることを前提に範囲を絞った議論のみを行う。
 - 純損益計算書における小計及び区分（ただし、不可分な/不可分でない関連会社及び共同支配企業に関する提案を除く。）
 - 経営者業績指標（MPM）（ただし、収益及び費用の小計以外の指標（measures）を含めるために、MPMの範囲を拡大するかどうかの議論については、段階的なアプローチ（後述）を用いることを予定している。）
 - 分解表示の諸原則並びに基本財務諸表及び注記の役割
 - キャッシュ・フロー計算書の修正
 - (2) フィードバックにおいて賛否が分かれた例えば次の項目については、最初に検討の大まかな方向性を決定し、その後に提案の詳細の議論を行う段階的なアプローチを採用する。
 - 表示すべき最低限の行項目（minimum line items）
 - 営業費用の分析
 - 通例でない収益及び費用
 - 不可分な/不可分でない関連会社及び共同支配企業

2021年3月開催のASAF会議での質問事項

¹ 第452回企業会計基準委員会資料の審議事項(1)を参照。

7. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

受領した利害関係者のフィードバック及びそのフィードバックを反映した再検討の計画を考慮して、ボードが再検討を開始するにあたり、ボードに対し、特に次の点について、どのようなアドバイスがあるか。

- 本プロジェクトの成功のために、どの提案が最も重要なものであると考えるか。また、それは何故か。
- 本プロジェクトの適時性 (timeliness) に関して、どの提案が最もリスクが高いものであると予想しているか。また、ボードがどのようにそれらのリスクを管理すべきと提案するか。
- 上記の質問に対する回答に鑑みて、ボードの再審議の計画に関する提案はあるか。

ASBJ の対応方針

8. ASBJ の発言案は次のとおりである。

我々は、本プロジェクトの目的である純損益計算書に含まれる情報に焦点を当て、情報が財務諸表において伝達される方法を改善することに賛成しており、本プロジェクトが成功するための最も重要な提案は、財務諸表の利用者が企業の業績を理解できるための小計に関するものであると考えている。

我々は、コメント・レターでも指摘したとおり、営業損益以外の小計は現行の IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 85 項に従って表示されることを前提に、純損益計算書に表示することが要求される小計は営業損益のみで良いと考えている。また、この観点から、我々は、営業損益の表示について国際的な合意が得られるのであれば本プロジェクトは成功と言えると考えている。

そのため、我々は、公開草案の営業損益に関連する提案は、他の小計に関する提案とは切り離して検討すべきであると考えている。我々は、他の小計と同時並行的に議論を行うことにより、議論が複雑化・拡散してプロジェクトの適時の完了が達成できなくなるリスクが高まることを懸念する。

加えて、我々は、MPM に関する提案は、IFRS 基準が表示することを要求している小計以外に企業が適切と考える業績指標を示すことができるようにすること及び APM の削減の 2 つを目指していると理解しており、MPM の範囲を広げる意見は後者に焦点を当てていると考えている。

コメント・レターでも指摘したとおり、我々は、MPM に関する提案は企業の任意の情報の開示の disincentive となるのではないかという懸念を有しているが、仮に IASB が後者に焦点を当てた検討を行うのであれば別プロジェクトで行うべきである。我々は、MPM に関する議論は、IFRS 基準が表示することを要求している小計以外に企業が適切と考える業績指標を示すことができるようにすることに焦点を絞って議論すべきと考える。

IV. アジェンダ・コンサルテーション

議題の概要

(本セッションの目的)

9. 本セッションでは、2021 年 3 月に公表予定の情報要請 (RFI) について、主な領域を強調した上、ASAF メンバーにアジェンダ・コンサルテーションに関するアウトリーチの進め方についてアドバイスを求めることとしている。

(プロジェクトの背景)

10. プロジェクトのスケジュールは次のとおりである。

日程	予定
2021 年 3 月	情報要請 (RFI) の公表
2021 年第 3 四半期 ²	情報要請に対するコメント期限
2021 年第 3～4 四半期	ボード会議における議論
2022 年第 1～2 四半期	作業計画及びフィードバック・ステートメントの公表
2022～2026 年	ボードの活動とワークプランの実行

11. なお、IFRS 財団の評議員会が 5 年ごとに行う組織と有効性のレビューによる決定が、(例えば、IASB と新たなサステナビリティ基準審議会の業務提携を支援する役割の必要性を識別することにより) IASB の業務の範囲に影響を与える場合、IASB の優先事項と作業計画を最終決定する際に考慮される可能性がある。

(情報要請 (RFI) の概要)

12. 情報要請は、次の 3 つの領域に焦点を当てている。

² 2021 年 2 月の IASB ボード会議において、コメント期間を 120 日とする暫定決定が行われている。

- (1) ボードの活動の戦略的な方向性とバランス
- (2) 作業計画に追加するプロジェクトを評価するための規準
- (3) 財務報告上の問題の優先順位

ボードの活動の戦略的な方向性とバランス

13. 情報要請では、IASB が次のことを行うべきかどうかについて、関係者の意見を求めている。
 - 各活動への現在の焦点のレベルを変更するか。また、各活動内において、IASB が増減すべき作業の種類を特定するよう関係者に依頼する。
 - 現在の業務の範囲内でその他の活動を行うか。
14. IASB の全体的なリソースレベルは、2022 年から 2026 年の期間中、実質的に変更されないままであると想定している。したがって、1 つの活動に焦点を置くレベルが上がると、他の活動に使用できるリソースが少なくなる。利害関係者の回答を支援するために、情報要請は次の事項を提供する。
 - IASB の活動の説明
 - IASB が各活動でさらにできることの例示
 - 各活動に対する現在の焦点のレベル

作業計画に追加するプロジェクトを評価するための規準

15. 情報要請では、IASB が適切な規準を特定しているかどうか、及び他の規準を考慮すべきかどうかについて、関係者の意見を求める。
16. IASB は、主にプロジェクトが投資家のニーズを満たすかどうかに基づいて、また情報の作成コストも考慮に入れて、作業計画の潜在的なプロジェクトを評価する。IASB は、潜在的なプロジェクトを作業計画に追加するかどうかを決定する際に、次の 7 つの要因を考慮する。
 - (1) 投資家にとっての問題の重要性
 - (2) 企業が財務報告で取引や活動の種類を報告する方法に欠陥があるかどうか
 - (3) 問題が他の法域よりも一部の法域で蔓延しているかどうかなど、問題が影響を与える可能性のある企業の種類
 - (4) この問題が企業にどの程度広く浸透し、又は深刻である可能性があるか
 - (5) 潜在的なプロジェクトと作業計画上の他のプロジェクトの相互作用

- (6) 潜在的なプロジェクトとそのソリューションの複雑さと実現可能性
 (7) IASB とその関係者がプロジェクトを適時に進める能力

財務報告上の問題の優先順位

17. 次のプロジェクトが記載されている。

(1) 借入コスト	(12) 法人所得税
(2) 気候変動リスク	(13) 高インフレ [※]
(3) コモディティ取引	(14) 無形資産
(4) 暗号通貨と関連取引	(15) 期中財務報告
(5) 非継続事業と処分グループ [※]	(16) マイナス金利
(6) 割引率	(17) 事業セグメント
(7) 従業員給付	(18) その他の包括利益
(8) 費用：売上原価、費用の分類及び開示	(19) 汚染物価格設定メカニズム [※]
(9) 外国通貨	(20) 個別財務諸表
(10) 継続企業	(21) キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
(11) 政府補助金	(22) 変動対価及び条件付対価 [※]

[※]リサーチ・パイプライン・プロジェクトーこれらのプロジェクトは、以前のアジェンダ・コンサルテーションで優先事項として特定されたが、現在は活動していない。IASB は、それらの優先順位に関する最新情報を求めている。

18. 情報要請では、以下について、関係者の意見を求める。

- 情報要請に記載されている潜在的なプロジェクトのそれぞれに、高、中、低のどの優先順位を与えるか。特に、優先順位がプロジェクトの内容に含まれる一部の側面のみを参照しているかどうかを知りたい。例えば、無形資産に関するプロジェクトは、現在認識されていない無形資産の認識と測定、または認識されていない無形資産に関する開示要求の改善を意味する場合がある。
- IASB が情報要請に記載されていない財務報告の問題を追加する必要があるかどうか。

19. 関係者の回答を支援するために、情報要請は以下を提供する。

- 2022 年から 2026 年までのリサーチ及び基準設定の作業計画に新しいプロジェクトを追加することができる IASB の能力の見積り
- 説明されている潜在的な各プロジェクトの規模の見積り

2021年3月開催のASAF会議での質問事項

20. ASAFメンバーに対する質問は、次の3つである。

- (1) IASBはどのようなアウトリーチ活動に着手すべきであるか。
- (2) ASAFメンバーは、どのようにIASBのアウトリーチ活動を支援することができるか。
- (3) IASBは、どのようにASAFメンバーのアウトリーチ活動を支援することができるか。

ASBJの対応方針

21. ASBJの発言案は次のとおりである。

アジェンダ・ペーパーは、新たなサステナビリティ基準審議会がIASBの業務の範囲に影響を与える場合があるとしているが、我々は、新たなサステナビリティ基準審議会ができたとしても、高品質な会計基準を策定するための十分なリソースを確保する必要があると考えており、IASBの会計基準の開発に関する関係者の声をしっかり集められるようなアウトリーチを実施すべきである。

IASBによる我が国関係者に対するアウトリーチについては、ASBJが関与することによって、コロナ下にあっても有効に機能しているフォーマットができていると理解している。アジェンダ・コンサルテーションに関する我が国関係者の関心は高く、IASBにはこのフォーマットを利用して我が国関係者の声を直接、聞いてもらいたい。

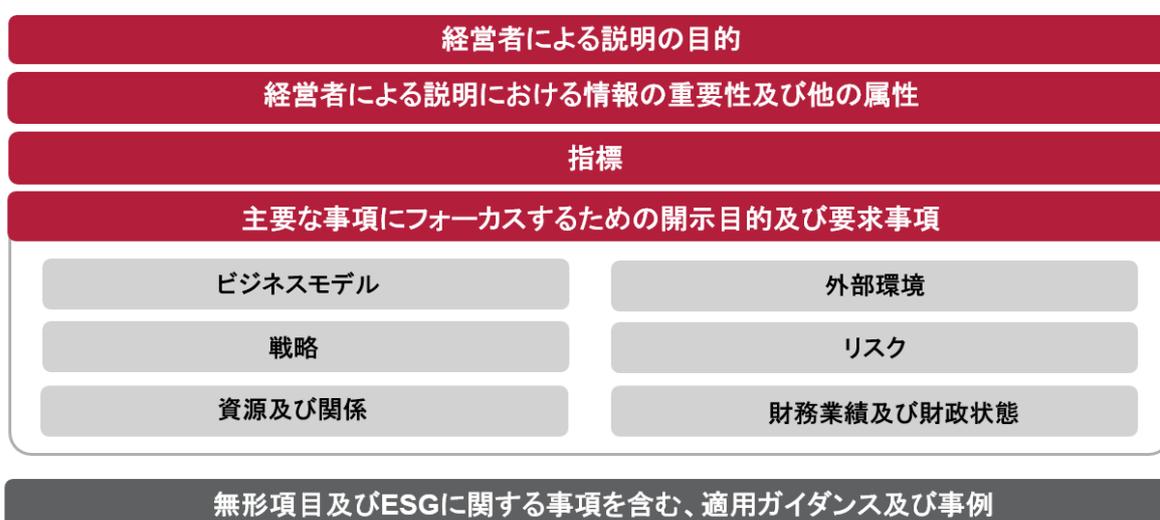
V. 経営者による説明

議題の概要

22. IASBは2021年4月に公開草案「実務記述書(PS)第1号『経営者による説明』の改訂案」(以下「本公開草案」という。)を公表予定であり(コメント提出期限は2021年3月のボード会議において決定する予定)、その後アウトリーチを計画している。2021年3月開催のASAF会議においてIASBは、ASAFメンバーにアウトリーチ計画案について意見求めることとしている。

23. PS 第1号は、IFRS 基準ではなく、経営者による説明を作成するために、包括的なフレームワークを提供するものであり、2010年12月に公表された。経営者による説明は、企業の財務業績や財政状態、将来キャッシュ・フローの見通しなどに影響を与え得る要因について、投資者及び債権者の情報ニーズに焦点を当て、企業の経営者の視点からの洞察を提供し、企業の財務諸表を補足するための説明的報告である。
24. 本公開草案では、次の内容が提案される予定である。

提案によりカバーされるテーマ



(参考) 上図「経営者による説明における情報の重要性及び他の属性」について

IASBは、経営者による説明が「IFRS 基準に関する趣意書」第7項の「その他の財務報告」の定義に該当するため、財務報告の境界内にあり、IASBの概念フレームワークの範囲に含まれると判断している³。よって、その前提が変わらないのであれば、IASBの概念フレームワークにおける「有用な財務情報の質的特性」⁴が、改訂PS第1号においても適用されるべきであるが、これまでのボード会議では、質的特性と整合していない提案⁵が暫定決定されている。

2021年3月開催のASAF会議での質問事項

³ 実務記述書第1号「経営者による説明」BC11項参照。

⁴ IASBの概念フレームワークは、有用な財務情報の質的特性は、財務諸表で提供される財務情報のほか、財務諸表以外の方法で提供される財務情報に適用されるとしている(2.3項)。

⁵ IASBの概念フレームワークは、有用な財務情報の質的特性として、目的適合性(企業固有の一側面である重要性を含む)、忠実な表現、比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性を定義している。一方、本公開草案では、情報が有すべき属性として、経営者の見解、重要性、完全性、バランス、正確性、明瞭性及び簡潔性、比較可能性、検証可能性、一貫性が提案される可能性がある。

25. 2021年3月開催のASAF会議では、ASAFメンバーに対して次の4点が質問されている。

- (1) スタッフの暫定アウトリーチ計画に対するコメントはあるか。
- (2) 法域内でアウトリーチを行う予定はあるか。もしある場合、共同アウトリーチイベントを実施することに興味はあるか。
- (3) IASBとスタッフはどのようにアウトリーチ活動を支援し得るか。
- (4) その他、助言や提案はあるか。

ASBJの対応方針

26. ASBJの発言案は次のとおりである。

我々は、経営者による説明を含む財務報告を扱うIASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」の質的特性と、本提案の概念が一致していないことを非常に懸念している。IASBがなぜこのような不整合を取り入れることを提案しようとしているのか、十分に説明すべきであると考えます。

VI. IFRS第9号の適用後レビュー—分類及び測定

議題の概要

(背景)

27. IASBは2020年10月のボード会議において、IFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という。)のうち、「分類及び測定」に係る要求事項について⁶、適用後レビュー(以下「PIR」という。)を開始することを決定している。また、本ASAF会議において、PIRのフェーズ1(情報要請の公表)のスケジュールが次のとおり示されている。

- (1) 2021年上半期に諮問機関等を通じたアウトリーチの実施
- (2) 2021年下半期に情報要請の公表

(質問内容)

28. 本ASAF会議ではIFRS第9号に関して、各法域での適用の経験に関する全般的な見解

⁶ IFRS第9号のうち、「減損」及び「ヘッジ会計」については、まだ有用なインプットが得られるほどに適用が進んでいないと考えられること等からPIRは開始されず、これらのPIRの実施時期は2020年アジェンダ・コンサルテーションにおいて検討すべきか審議を行うとされていた。

並びに IASB が IFRS 第 9 号の分類及び測定における要求事項の PIR を進めるにあたって優先して検討すべき事項について意見が求められている。

本セッションにおける ASAF メンバーに対する質問は次のとおりである。

ASAF メンバーへの質問

- (1) 要求事項は、意図したとおりに機能しているか。
 - ① 要求事項は、開発にあたり焦点を当てた問題を解決したか。
 - ② 結果としての情報は投資家にとって有用なものとなっているか。
 - ③ 要求事項は市場の変化に対して対応できているか（例えば、経済環境の変化や新しい製品など）。
 - (2) 予想していなかった重要な影響は生じているか。
 - ① 実際の影響は、影響分析における予想された影響と異なるか。
 - ② 影響分析では識別されなかった重要な影響（プラスの影響又はマイナスの影響）は存在するか。
 - ③ その影響から何を学べるか。
 - (3) 要求事項は、首尾一貫して適用できるか。
 - ① 要求事項は十分に詳細か。
 - ② 仮に実務で多様性が存在する場合、その原因及び影響は何か。
29. ASAF メンバーは、前項の質問に回答するにあたっては、次に示したどの論点に関する要求事項であるかに言及することが求められている。
- (1) 金融資産：事業モデルの評価
 - (2) 金融資産：SPPI
 - (3) 金融資産：資本性金融商品の公正価値の変動の表示
 - (4) 金融負債：自己の信用リスクの利得及び損失の表示
 - (5) 契約上のキャッシュ・フローの変更
 - (6) IFRS 第 9 号への移行

ASBJ の対応方針

30. 現在、IASB の適用後レビューに対応するために、金融商品専門委員会及び IFRS 適用課題対応専門委員会の専門委員に対し、質問票への回答を依頼し、初期的なコメントを求めている（回答期限は 3 月 5 日（金））。ASAF 会議においては、当該質問票を通じて受け取ったコメントも踏まえて発言案の検討を行う。
31. なお、これまで ASBJ から意見発信を行っている次の論点については、継続して意見発信を行う予定である。
 - (1) 資本性金融商品への投資のいわゆる OCI オプションに関するノンリサイクリング

処理

(2) 非上場株式の公正価値測定

VII. IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー

議題の概要

32. IASB は、2020 年 12 月 9 日に、情報要請「IFRS 第 10 号『連結財務諸表』、IFRS 第 11 号『共同支配の取決め』及び IFRS 第 12 号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」(以下「情報要請」という。)を公表している(コメント期限:2021 年 5 月 10 日)⁷。
33. ASAF メンバーは、情報要請文書の中で検討された事項を考慮し、ASAF 会議において初期の見解とフィードバックを共有することを求められている。

ASBJ の対応方針

34. IASB の適用後レビューに対応するために、現在、国内関係者にアウトリーチを実施しているが、アウトリーチは 3 月一杯かけて行うため、今回の ASAF 会議には間に合わない予定である。よって、今回の ASAF 会議においては、これまで意見発信を行ってきた以下の項目を中心として発言を行う。

- (1) 持分法会計
- (2) 支配の喪失において保持する持分の公正価値評価

VIII. 採掘活動

議題の概要

(本セッションの目的)

35. 本セッションの目的は、採掘活動リサーチ・プロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)に関するアップデートを提供すること、並びに 2021 年第 2 四半期の IASB ボード会議に備えて本プロジェクトの範囲及び方向について ASAF メンバーの意見を求めることである。

⁷ 情報要請の概要等は、第 450 回企業会計基準委員会資料の審議事項(2)を参照。

(本プロジェクトの背景)

36. IASB は、以下の IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」（以下「IFRS 第 6 号」という。）を置き換えるか、修正する提案を開発するプロジェクトを開始するかどうかを決定する助けとなる根拠を検討している。
37. 本プロジェクトの範囲については、以下の選択肢が挙げられている。
- (1) 何もしない
 - (2) 開示の改善（IFRS 第 6 号の修正）
 - (3) 首尾一貫性及び比較可能性の改善（IFRS 第 6 号の修正）
 - (4) IAS 第 38 号「無形資産」の範囲に入れる（IFRS 第 6 号を置き換える）
 - (5) すべての採掘活動に関する会計基準を開発する（IFRS 第 6 号を置き換える）

2021 年 3 月開催の ASAF 会議での質問事項

38. ASAF メンバーに対する質問は、次の 3 つである。
- (1) IASB スタッフが範囲についての提案の検討に関連すると考える主要な根拠を列挙しているが、検討すべきと考える追加の根拠はあるか。
 - (2) IASB スタッフの根拠によって強調された問題に取り組むべきか否かを決定するために IASB が検討すべきであると IASB スタッフが考える要因を列挙している。
 - ① これらの要因に同意するか。
 - ② 本プロジェクトの範囲が何であるべきかを決定する時に IASB が検討すべきであるとする追加の要因はあるか。
 - (3) 追加のコメントはあるか。

ASBJ の対応案

39. 埋蔵量の開示など、非財務情報として開示することがより適切である可能性があるなど、検討を要すべき点がある可能性があるが、プロジェクトの初期段階でもあり発言しないことが考えられる。

IX. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

40. アジェンダ・ペーパーにおいては、以下の議題が提案されている。

(1) 共通支配下の企業結合

ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」へのフィードバックを議論する。

(2) のれん及び減損

企業結合-開示、のれん及び減損に関するディスカッション・ペーパーのフィードバックを踏まえ、プロジェクトの特定の側面についての意見を求める。

(3) 経営者による説明

2021年4月公表予定の公開草案の特定の側面についての意見を求める。

(4) 基本財務諸表

プロジェクトの特定の側面についての意見を求める。

(5) 料金規制対象活動

2021年1月に公表された公開草案「規制資産及び規制負債」に対する意見交換を行う。

(6) アジェンダ・コンサルテーション

近日(2021年3月)公表予定の情報要請に関する初期的なフィードバックについて議論する。

ASBJの対応方針

41. 適宜状況に応じて発言を行う。

以上